平成２３年（フ）第３５号
山口県周南市政所４丁目14番６－１号
債務者　中野由美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3237番地　県営与那原団地１－406
債務者　義間　裕子（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１５号
沖縄県那覇市松川２丁目17番17号
債務者　久手堅　博
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４号
福島県白河市白坂牛清水95番地20
債務者　富山　美穂（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
神戸市兵庫区西橘通１丁目２番21　秀苑マンション101号、住民表上の住所松山市南斎院町912番地３
債務者　鎌倉　　稔
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５５号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目21番３－507号、従前の住所神戸市長田区苅藻通２丁目３番18号
債務者　荒井　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県鹿屋市小野原町733番地、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市野里町206番地２
債務者　西小野　榮
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
鹿児島県鹿屋市小野原町733番地、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市野里町206番地２
債務者　西小野廣子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県曽於市大隅町月野1648番地
債務者　大村智恵美（旧姓留岡）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
茨城県ひたちなか市はしかべ２－８－23　鴨志田第一住宅７号、住民票上の住所福島県いわき市平薄磯字南街28番地の17
債務者　竹添　夏民
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４号
山口県長門市日置上2410番地
債務者　松尾菜穂子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３５号
山口市徳地船路941番地１
債務者　齊藤　忠敬
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
和歌山県岩出市根来628番地の２
債務者　北口興業こと　北口　雄樹
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
山形県酒田市山居町２丁目13番31号マンションつきみ401号、前住所山形県酒田市緑ケ丘１丁目13番地の７
債務者　村上　壽子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２６７号
さいたま市見沼区堀崎町５番地２　ハイマート堀崎106、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1578番地１
債務者　岡村　達雄
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
埼玉県新座市畑中３丁目２番19－1003号
債務者　小島　　慶
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目208番地４加藤荘201
債務者　加藤みつ子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係